

第2次多治見市 人権施策推進指針

《ダイジェスト版》



多治見市

《指針改定の趣旨》

多治見市では、1976(昭和51)年7月の「人権擁護モデル都市宣言」において、「われわれ自らが人権尊重の意義を深く理解し、平和な明るい多治見市を実現することを宣言し、人権教育や人権啓発の様々な取組を行ってまいりました。

しかしながら、社会では、虐待やいじめ、障がいのある人に対する差別的な言動など、人権を脅かす事案が発生しているほか、インターネットによる人権侵害や、貧困に起因した人権問題など、新たな人権課題も生じています。

国においては、2016(平成28)年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に続き、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、人権に関する法令の整備が進められているところです。

このような状況を踏まえ、これまでの取組や人権尊重の精神を引き継ぎながら、人権を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、「第2次多治見市人権施策推進指針」の策定を行うものです。

「**基本的な考え方**」

» めざす社会の姿

誰一人として取り残さない社会へ

» めざす姿への道筋

- 一人ひとりの人権が侵されることなく、個人として尊重される社会づくり
- 差別や偏見がなく、一人ひとりの個性や能力が發揮できる社会づくり
- 一人ひとりの多様性を認め合い、共に生き、支え合う社会づくり

» 指針を推進するための姿勢

- それぞれ違う立場の人がお互いを思いやり、関心をもち合う心の育成に努めます。
- 気が付いた人から実行する、一人でもできることから始める人権意識の醸成に努めます。
- 横断的な連携の強化と情報共有を行い、早期発見、迅速な対応、持続的な取組、不断・普段(※)の検証に取り組みます。※不断はたえず、普段は日常的と捉え、不断(たえず)だけではなく、暮らしの中で検証されていくことが大事であるということです。

» 指針の位置づけ

この指針は、日本国憲法に定める基本的人権の尊重の原理を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の地方公共団体の責務の規定に基づいています。

また、策定にあたっては、人権に関する法律をはじめ、「人権教育・啓発に関する基本計画(国)」、「岐阜県人権施策推進指針(第三次改定)(県)」との整合性を図るとともに、市民、行政及び関係機関等が連携して人権施策を総合的に推進するための基本的な考え方や方向性を示したもので

» 指針の推進期間

本指針の推進期間は、2020(令和2)年度から 2024(令和6)年度までの5年間とします。なお、この推進期間中においても、社会情勢や市民意識の変化、施策の達成に向けた変更等が生じる場合には、必要に応じて弾力的かつ柔軟に見直し、人権に関する総合的かつ効果的な取組を継続的に進めます。

「人権教育・人権施策の推進」

人権教育

● 施策の方向

学校教育

- 学校・園の人権教育全体計画及び年間指導計画に基づく人権教育の推進
- 教職員の人権意識の高揚と実践力の向上を図る研修の実施
- 研修会や学校報を通した保護者等への人権教育や啓発



生涯学習

- 子どもの権利・男女共同参画の理念の普及
- 人権に関する多様な学習機会の提供
- 社会教育活動を通じた家庭教育の支援



人権啓発

● 施策の方向

市職員への啓発

- 各種職場での人権意識の啓発
- 職員研修の充実



企業への啓発

- 啓発資料の配布
- 情報提供
- おとどけセミナーの活用
- 国・県等と連携し、人権啓発活動の取組の周知
- 公正な採用に向けての啓発



市民への啓発

- 講演会・セミナー等による啓発
- 各種情報媒体を活用した啓発



人権侵害への対応

- 相談機関の相互連携による相談
- 支援体制の充実



分野別施策の推進

1 アイヌの人々等先住民族の人権

- 文化伝統への理解
- 人権教育
- 啓発の推進



2 インターネットによる人権侵害

- 人権教育
- 啓発の推進

3 HIV感染者・エイズ患者等の人権

- 偏見や差別の撤廃

4 外国人の人権

- 国際理解の促進
- 外国人労働者の雇用支援

5 北朝鮮によって拉致された被害者の人権

- 人権教育
- 啓発の推進

6 高齢者の人権

- 自立・生きがい対策の推進
- 安心して暮らせる環境づくり
- 権利擁護



7 子どもの人権

- 子どもの生命、安全を守る相談・救済体制の充実
- 子どもの権利意識の向上と人権感覚の育成
- 子どもの意見表明、参加の促進
- 子どもの居場所づくりの推進



8 災害に起因する人権問題

- 人権教育
- 啓発の推進

9 障がい者的人権

- 差別の解消
- インクルーシブ教育の推進
- 就労支援
- バリアフリーの推進
- 相談支援体制の充実
- 障がい者への虐待防止



10 女性の人権

- 人権を尊重した男女共同参画
- 多様な場での男女共同参画
- 政策、方針決定過程、家庭、地域社会における男女共同参画
- 配偶者等に対する暴力の根絶

11 人身取引被害者的人権

- 人権教育
- 啓発の推進

12 性的マイノリティの人権

- 人権教育
- 啓発の推進

13 同和問題(部落差別)

- 人権教育
- 啓発の推進
- えせ同和行為の排除



※多治見市では、法令に規定されている用語の引用や固有名詞の場合を除き、「障害」を「障がい」と表記することとしています。

14 犯罪被害者とその家族の人権

- 人権教育
- 啓発の推進

17 ホームレス状態にある人の人権

- 人権教育
- 啓発の推進

15 ハンセン病回復者等とその家族の人権

- 偏見や差別の撤廃

18 労働者の人権

- 人権尊重の推進

16 被疑者・被告人・受刑者・出所者とその家族の人権

- 人権教育
- 啓発の推進



施策の推進にあたって

府内の連携

人権問題は、複数の要因が絡み合い、新たな問題が生まれるなど、複雑化・多様化しています。そのため、個別分野ごとの施策の推進だけではなく、総合的な取り組み、効果的な対応を行うことが求められています。

人権施策の推進にあたっては、各施策との整合性を保ち、情報の共有や連携を図りながら、全庁的な取組による人権施策を推進します。

関係機関・団体との連携

法務局等の国の機関や、県及び県の関係機関、他市町村などとの連携を図りながら、人権施策を推進します。また、学校、人権擁護委員、民生委員、児童委員、保護司、更生保護女性会など人権に関わる団体と人権問題や人権施策に関する情報交換を行うほか、東濃人権啓発活動地域ネットワーク協議会への参加など、広域的な連携を図ります。

市民との連携

人権を守るうえで大切なことは、この社会から誰一人として取り残さないことです。このため、市民と行政がともに人権についての正しい知識を学び、人権意識を高め、人権施策を推進することが必要です。また、様々な人権課題に対応する本市の人権施策の推進にあたっては、市の窓口等に寄せられる市民の意見を取り入れ、人権施策を実施していきます。

事業実施状況の把握及び見直し

本指針に掲げた内容については、定期的に事業の実施状況の把握を行い、その結果を施策の推進に反映します。また、本指針は、2020(令和2)年度から2024(令和6)年度までの5年間の推進期間内における具体的な施策に対する検証を行うとともに、市民の意見、市民意識調査のデータの収集や、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うなど、内容の充実を図ります。

相談機関一覧

人権相談所 (岐阜地方法務局多治見支局内)	0570-003-110 22-1002	全般	月～金曜日 8:30～17:15 (土日・祝日・年末年始を除く)
多治見市 教育委員会教育相談室	23-5942(直通)	小学生・中学生 保護者	月～金曜日 9:00～16:00 (土日・祝日・年末年始を除く)
市役所子ども支援課 家庭児童相談	23-5958(直通) 22-1111 (内線2350,2351)	18歳未満の子ども 保護者	月～金曜日 9:00～16:00 (土日・祝日・年末年始を除く)
市役所子ども支援課 女性相談	23-5958(直通) 22-1111 (内線2350,2351)	全般	月～金曜日 9:00～16:00 (土日・祝日・年末年始を除く)
市役所子ども支援課 ひとり親相談	23-5958(直通) 22-1111 (内線2350,2351)	全般	月～金曜日 9:00～16:00 (土日・祝日・年末年始を除く)
多治見市子どもの権利相談室 たじみ子どもサポート	23-8666 (おとな用) 0120-967-866 (子ども用)	18歳未満の子ども 保護者	火～金曜日 13:00～19:00 土曜日 12:00～18:00 ※火～土の祝日も開室 (年末年始を除く) メール相談 kodomo@gp.city.tajimi.gifu.jp
市役所くらし人権課 犯罪被害者相談受付	22-1134(直通)	犯罪による 被害者やご家族	月～金曜日 8:30～17:15 (土日・祝日・年末年始を除く)

発行：多治見市環境文化部くらし人権課

〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地

TEL(0572)22-1128(直通)

E-mail：kurashi-jinken@city.tajimi.lg.jp

令和2(2020)年3月発行

多治見市人権施策推進指針

検索



環境にやさしい再生紙大豆油インキを使用しています。

本報告書は176,000円の費用で1,500部作成しました。

本報告書は古紙パルプを含む再生紙及び植物油インキを使用しております。